

第 2 章 会 計

○海部地区水防事務組合予算決算会計規則

昭和 48 年 9 月 18 日
規則第 2 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日規則第 1 号
平成 22 年 2 月 15 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治施行令（昭和 22 年法律政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定に基づき、法令に別に定めのあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算決算会計事務)

第 2 条 組合の予算決算会計事務については、愛西市予算決算会計規則(平成 17 年愛西市規則第 30 号)の例によるものとする。

(その他)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成 8 年 11 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。